

AYA世代のがんの診療について

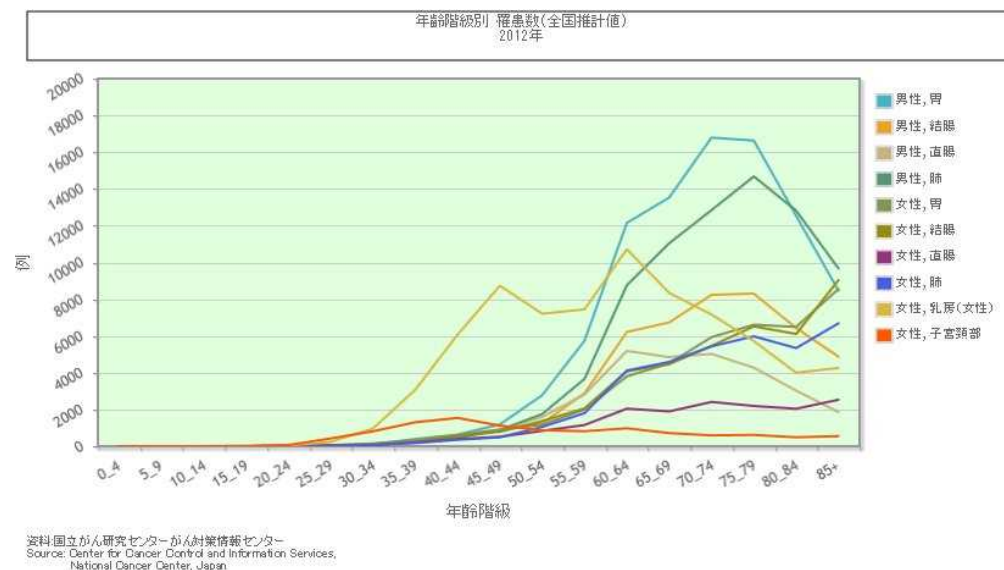
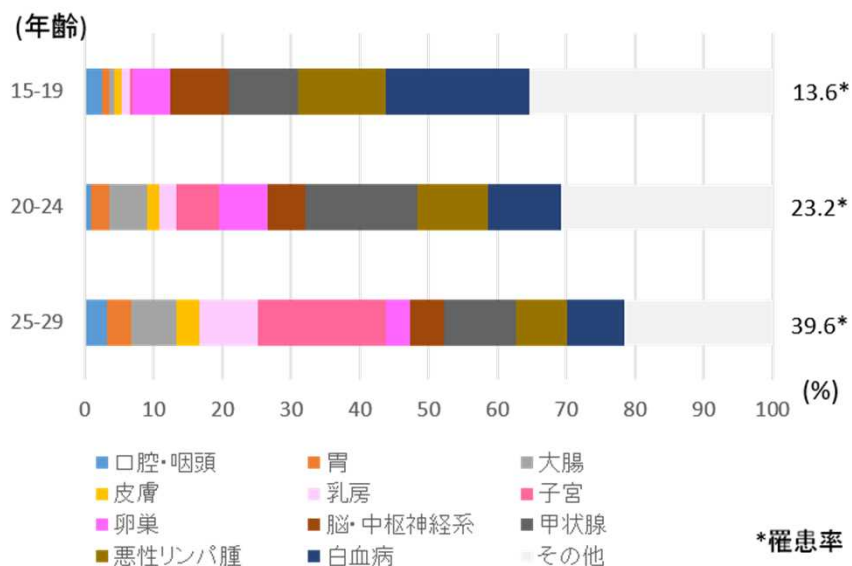
厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

第1回検討会において指摘されたAYA世代がん診療に係る課題

1. 小児がん拠点病院のみではAYA世代に対する診療が困難であるため、小児がん拠点病院と成人のがん診療連携拠点病院等との連携が必要である。
2. 小児がんの晩期合併症や移行期医療に対応するための診療体制を構築する必要がある。

がん診療連携拠点病院等との連携について

1. 小児がん拠点病院のみではAYA世代に対する診療が困難であるため、小児がん拠点病院と成人のがん診療連携拠点病院等との連携が必要である。



- 若年世代、とくに25歳未満では、希少がんが多い
- 25歳以上では、子宮がん、乳がん、消化器がんが増加

小児がん拠点病院の整備に関する指針について(案)

- 思春期については、現行の整備指針に記載されているが、若年成人についても要件として位置づけるべきではないか。
- 小児がん拠点病院とがん診療連携拠点病院等との連携について検討してはどうか。

I 小児がん拠点病院の指定について

3 厚生労働大臣が指定する拠点病院は以下の役割を担うものとする。

- (1) 地域における小児がん(思春期に発生するがんを含む。以下同じ)医療及び支援を提供する中心施設として、地域全体の小児がん医療及び支援の質の向上に資すること。

以下の内容を追記してはどうか。

また思春期と若年成人のがん患者については、必要に応じて対応できる診療科やがん診療連携拠点病院等の医療機関へ紹介する体制を整備すること。

晩期合併症や移行期医療への対応について

2. 小児がんの晩期合併症や移行期医療に対応するための診療体制を構築する必要がある。

小児・AYA世代の長期フォローアップ体制整備事業

現状と課題

- 小児・AYA (Adolescent and Young Adult) 世代 (思春期世代と若年成人世代) のがんについては、晩期合併症 (※) に対処するために適切なタイミングでの告知やアドバイスが重要であること、小児がん患者・小児がん経験者は療養生活を通じた心の問題や就労・自立などの社会的問題を抱えていることから、多職種協働のトータルケアによる長期間のフォローアップが必要になる。
- 現在、全国15か所の小児がん拠点病院に長期フォローアップ外来が設けられているが、その体制は多様であり、対象患者、フォローの頻度、人員、支援内容等にバラツキが見られる。
- このため、「がん対策加速化プラン」(平成27年12月)において、小児がん拠点病院連絡協議会等を活用し、長期フォローアップ体制のあり方を検証することとしている。

※晩期合併症・・・小児がんは、患者が発育途中であることなどから、成長や時間の経過に伴って、がんそのものからの影響や、薬物療法、放射線治療など治療の影響によって生じる合併症がみられる。これを「晩期合併症(晩期障害)」という。晩期合併症は、小児がん特有の現象である。

成長・発達への影響	身長伸び、骨格・筋・軟部組織、知能・認知力、心理的・社会的成熟、性的成熟
生殖機能への影響	妊娠可能か、子孫への影響
臓器機能への影響	心機能、呼吸機能、腎機能、内分泌機能、消化管機能、視力・聴力
二次がん(抗がん剤や放射線治療により別のがんが二次的に発生すること)	良性腫瘍、悪性腫瘍



出典: 小児がん情報サービス(国立がん研究センター)

平成28年度

小児がん拠点病院をけん引する小児がん中央機関において、小児がん拠点病院連絡協議会等を活用し、長期フォローアップ体制のあり方を検証するとともに、試行的に研修を実施する。

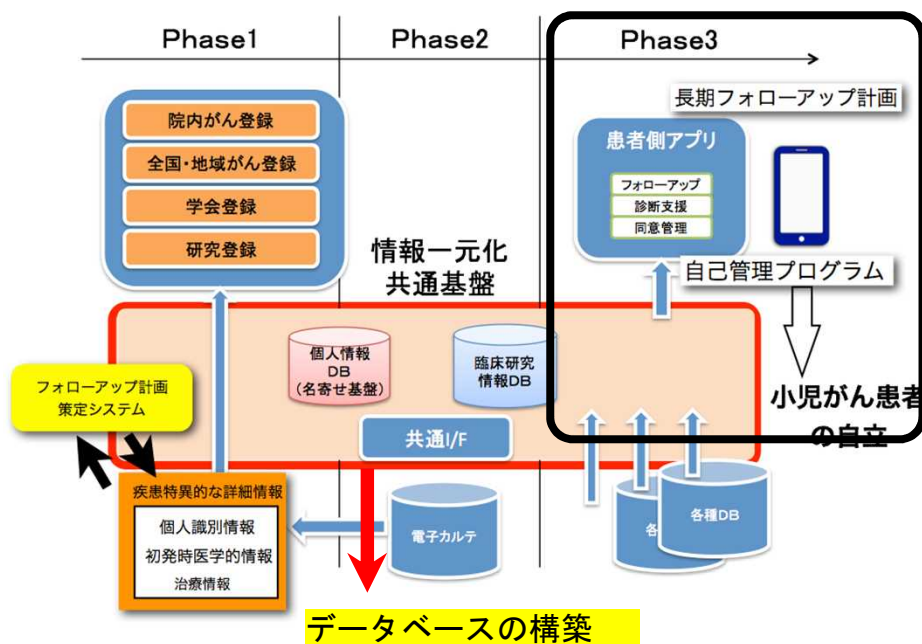
平成29年度

平成28年度の検証結果も踏まえ、**小児がん拠点病院等で長期フォローアップを担当する多職種協働チームを育成するための研修プログラムや教材等を作成し、研修を実施する。**

(一般社団法人日本小児血液・がん学会への委託費)

将来像

長期フォローアップセンター(データセンター)の構築



小児がん拠点病院の整備に関する指針について(案)

- 長期フォローアップ外来の整備とともに、連携する医療機関との情報共有について検討してはどうか。

II 拠点病院の指定要件について

1 診療体制

(1) 診療機能

① 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供体制

- ウ 外来で長期にわたり診療できる体制を整備すること。さらに、地域の医療機関等との連携協力体制を構築すること等により、小児がん患者に対して、成人後も含めて、長期にわたり診療できる体制を構築していること。

以下の内容を追記してはどうか。

外来で長期にわたり診療できる体制を整備すること。さらに、地域の小児がん診療に携わる医療機関やがん診療連携拠点病院等との連携協力体制を構築すること等により、小児がん患者に対して、成人後も含めて、長期にわたり診療できる体制を構築していること。

連携する医療機関と情報を共有する体制を整備すること。